

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立金の支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下野市は、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立金の支給事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

・生活保護法による保護の実施若しくは就労自立金の支給事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。
・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、パスワードにより操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存する等の対策を講じている。

評価実施機関名

栃木県下野市長

公表日

平成27年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立金の支給事務
②事務の概要	生活保護法の規定により、対象者(旧受給者も含む)の資格管理、扶助費等の算定管理を行う。また就労自立金の支給事務に関する管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請等における資格管理確認。②扶助費算定に必要な情報管理。③就労自立金の算定管理 ④その他必要な情報管理
③システムの名称	生活保護システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第59項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の80.82.83の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長	社会福祉課長 篠崎安史
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部社会福祉課 住所：〒329-0594 栃木県下野市石橋552番地4 電話番号：0285-52-1112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部社会福祉課 住所：〒329-0594 栃木県下野市石橋552番地4 電話番号：0285-52-1112

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

